

平成22年(そ)第1号

決 定

住 居

請 求 人 菅 家 利 和
上記代理人弁護士 泉 澤 章
同 澤 田 雄 二

上記請求人から適法な刑事補償の請求があったので、当裁判所は、検察官及び請求人の意見を聴いた上、次のとおり決定する。

主 文

請求人に対し金7993万7500円を交付する。

理 由

- 1 本件請求の趣旨及び原因は、請求人作成名義の刑事補償請求書に記載されたとおりであるから、これを引用する。
- 2 記録を調査して検討すると、以下の事実が認められる。
 - (1) 請求人は、平成3年12月21日、わいせつ誘拐、殺人、死体遺棄の罪で宇都宮地方裁判所に起訴され（平成3年(わ)第451号）、平成5年7月7日無期懲役の有罪判決を受けた。これに対し東京高等裁判所に控訴を申し立てたところ（平成5年(う)第848号）、平成8年5月9日同裁判所において控訴棄却の判決を言い渡され、これに対し上告したが（平成8年(あ)第831号）、平成12年7月17日最高裁判所において上告棄却決定、同月26日異議申立て棄却決定（平成12年(け)第303号、第307号）を受け、同月27日上記有罪判決が確定した。
 - (2) 請求人は、平成3年12月2日、前記(1)の起訴事実のうち、殺人及び死体遺棄罪の各事実と同一性のある殺人、死体遺棄の被疑事実で逮捕されて引き続き勾留され、同月21日の起訴後、更新が重ねられ、前記(1)の判決確定に至るまで、上記勾留が継続された。

請求人は、前記(1)の判決確定後、千葉刑務所に収容され、平成21年6月4日検察官の指揮による刑の執行停止により釈放されるまで、上記確定判決の執行を受けた。

- (3) 請求人は、平成14年12月25日前記(1)の確定判決に対し再審の請求をした(平成14年(ワ)第4号)が、平成20年2月13日宇都宮地方裁判所は、請求を棄却する決定をした。請求人はこの決定を不服として同月18日東京高等裁判所に即時抗告の申立てをしたところ、平成21年6月23日同裁判所は、原決定を取り消した上、再審開始の決定をし、同決定はそのまま確定した。

以上に基づき、宇都宮地方裁判所は再審公判の審理をし、平成22年3月26日請求人を無罪とする判決を言い渡し、同判決は同日確定した。

- 3 以上の認定事実によれば、請求人は、刑事補償法1条1項、2項にいう再審の手續において無罪の裁判を受けた者に当たり、平成3年12月2日から平成12年7月26日までの3160日間、未決の抑留又は拘禁を受け、さらに、同月27日から平成21年6月4日までの3235日間、刑の執行を受けたことになるから、上記期間の合計6395日間について、補償を請求することができる。

その補償金額については、拘束の種類及びその期間の長さ、請求人が受けた財産上の損失、得るはずであった利益の喪失、精神上的苦痛等同法4条2項所定の諸事情を考慮すると、上記6395日間について同条1項所定の金額の範囲内で、その上限である1日1万2500円の割合により合計7993万7500円と定めるのが相当である。

よって、同法16条前段により、主文のとおり決定する。

平成23年1月13日

宇都宮地方裁判所刑事部

裁判長裁判官 佐藤正信



裁判官 崇 島 誠 二

裁判官 長 峰 志 織

これは謄本である。

平成23年1月13日

宇都宮地方裁判所刑事部

裁判所書記官 坂下 標 樹

